

デジタル庁

○ 告示第二十五号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

一 令和七年度新潟県上越市子育て世帯に対する生活支援給付金（非課税等世帯分）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度上越市一般会計補正予算における、新潟県上越市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に

関する情報をいう。以下同じ。）、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）及び令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二 令和七年度兵庫県芦屋市ひとり親世帯への生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度芦屋市一般会計補正予算における、兵庫県芦屋市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和五年度

子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

附 則

この告示は、公布の日から適用する。